

## 第11章 「移民国」ドイツにおける反イスラームと文化の問題

石川 真作

### はじめに

2017年9月に行われたドイツ連邦議会選挙では、与党「キリスト教民主同盟（CDU）」が第1党となり、アンゲラ・メルケル（Angela Merkel）首相の4選が決まった。2015、16年にピークを迎えたいわゆる「欧州難民危機」において、寛容な受け入れを提言したことが思わぬ逆風となったメルケルにとって、この結果は決して勝利といえるものではなかった。CDUは、「大連立」のパートナーであった「社会民主党（SPD）」とともに大幅に議席を減らし、代わって台頭したのは、反移民・難民、反イスラーム、反EUの立場を前面に出した新興極右政党「ドイツのための選択肢（AfD）」であった。AfDは、12.6パーセントの得票率で94議席を獲得する「予想外」の大健闘を見せ、欧州を覆う「右傾化」の波がドイツにも押し寄せていることを示した。

とはいうもののドイツには、庇護請求権の存在を明記した「基本法（憲法）」のもと、長きにわたって非常に多くの難民を受け入れてきた歴史がある。難民とは別にすでに半世紀以上前から、トルコ系を中心とする実質的な「移民」も存在している。しかしその存在を認め、移民受け入れを制度化したのは21世紀に入ってからである。第2次世界大戦後のドイツにおける移民、難民をめぐるポリティクスは、非常に複雑な様相を呈してきたのである。

本稿では、そうした現状やドイツの移民制度の来歴を振り返りつつ、難民危機への対応やドイツ社会の反応の背景にある「文化」の問題を考えてみたい。

### 1. 欧州難民危機への対応と「移民国」ドイツ

この総選挙でメルケルと与党への支持がある程度回復した背景には、2016年初頭のトルコとの協定に始まった、事実上の難民政策厳格化があるということは、多くのメディアが指摘するところである。そして、総選挙後の10月にCDUは、難民の年間受け入れ人数に上限を設ける方針を明らかにした。これは、メルケル首相がぶち上げた寛容な難民受け入れ政策の事実上の撤回を意味すると見ることができる。こうした流れの背景として、2015年大晦日のケルンでの騒乱や、2016年末のベルリンでクリスマス・マーケットをターゲットにしたテロ行為の影響により、難民の受け入れに懐疑的な世論の勢いが増したことが指摘できる。ここには、難民の存在とイスラーム過激派によるテロリズム、さらにはイスラームの「文化」を結びつけて論ずる一般的な傾向を指摘できるだろう。

ドイツには、約400万人のイスラーム教徒が居住しているとされる。そのうち、約300

方を占めるのが、トルコ共和国にルーツを持つ人々である。彼らの多くは難民としてではなく、主に労働移民としてやってきた人々とその子孫である。第2次世界大戦後の西欧諸国は、戦後復興にともなう好景気を迎える一方、深刻な労働力不足に見舞われていた。英仏などはその穴を植民地からの労働者で埋めようとしたが、とりわけ国土の荒廃が激しく、かつ植民地も失っていたドイツは、協定により周辺諸国から労働力の供給を仰ぐという選択をした。当初はイタリア、スペインとの協定による欧州内での労働力移動からはじまったが、それらの国々の余剰労働力が枯渇すると、地中海を越えていわゆる「イスラーム世界」に触手を伸ばす。「植民地」からの労働力の供給が事実上「イスラーム世界」からの供給と同義であった英仏と同様、ドイツもまた「労働力」という名目で文化的「他者」と見なされてきたイスラーム教徒を国内に招き入れたのである。ドイツに最も多くの労働者を送り込んだのは、国民の99パーセントをイスラーム教徒が占めるトルコ共和国であった。

一般にドイツは、寛容な難民受け入れ国として認識されてきた。メルケル首相が難民の積極的保護を訴えた2015年の庇護申請者数は再申請者を合わせて47万6千人あまりであったが、ユーゴ紛争が激化した1992年には、それに匹敵する43万8千人あまりの庇護申請があった。難民危機がピークに達した2016年の74万5千人という数字は特別であるが、ドイツが大量の難民受け入れを試みたのは今回がはじめてではないのである。こうしたドイツの姿勢は、ナチスによるユダヤ人迫害への反省から西ドイツの「基本法」に設けられた「庇護権」の規定が基礎になっていることはよく知られている。

一方で、1980年前後の難民受け入れにおける「第1の波」と1992年をピークとする「第2の波」は、それぞれに難民受け入れを制限する方向での制度改定をもたらしてもいる<sup>1</sup>。とりわけ、1992年の庇護申請者数の急上昇を受けた1993年の改定は、「安全な出身国」および「安全な第3国」といった概念を用いて庇護権そのものに制限を加えたことが論議をよんだ。ドイツの難民政策は、今回のみならず難民の急増とその制限を繰り返しながらも、基本的に「寛容」な姿勢を維持し続けているのである。

現在のドイツは移民受け入れ国でもあるが、ドイツが歴史的に移民受け入れ国であったと考える人はほとんどいないだろう。むしろ、現在のドイツが移民受け入れ国となっていることに驚きを感じる人も少なくないかもしれない。明治以降、国民国家を構築しようとした日本が参考にしたのが、ドイツの血統主義的ナショナリズムであったことは多くが知る歴史的事実である。血統的文化的に規定される、いわゆる「民族」意識を基盤としてきたドイツのナショナリズムに基づけば、ドイツ「民族」でない人々を「国民」化することは原則的にないはずであった。その原則を崩し、ドイツの「移民国」化を制度的に確定させたのは、2004年の「移民法（Zuwanderungsgesetz）」の制定である。それは、トルコ共和国出身者をはじめとする労働移民がドイツにやってくるようになって、実に半世紀を経てのことであった。

「寛容な」難民受け入れと、「非移民国」としての立場の堅持という一見相矛盾する政策を併存させてきたのが、20世紀後半の（西）ドイツの姿であった。同時にそこには、移民、難民双方の多くを占めるイスラーム教徒を文化的「他者」と見なすまなざしがあったといえるだろう。

## 2. ドイツのナショナリズムと「外国人問題」

### (1) ドイツのナショナリズムとそのねじれ

ドイツには現在、1,600万人、すなわち全人口の20パーセント近い「移民の背景を持つ人々（Personen mit Migrationshintergrund）」が存在している。これは、「移民法」制定後のドイツにおいて「移民」を表す公式な統計的概念として用いられているものである<sup>2</sup>。しかし、かつて「非移民国」を標榜していたドイツでは、移民は存在しないことになっており、統計においてもドイツ人／外国人の二分法が用いられていた。

かつてドイツが「非移民国」との態度を取りつづけていた背景には、「ドイツ民族（das deutsche Volk）」という血統的文化的に定義された概念と国家を結びつけるナショナリズムがある。その特徴は、ドイツ語の使用を中心に、キリスト教などを加味した「ドイツ文化」を凝集性の根拠とした文化ネーション（Kulturnation）と表現される<sup>3</sup>。ここには、国家以前に「ドイツ民族」が存在するという観念がある<sup>4</sup>。

こうした国家観には、近代国家としてのドイツ建国の歴史が影響している。近代国民国家の原型としてのフランス共和国建国の契機となったフランス革命の頃、ウェストファリア体制の下、その宗教的権威の実質的な意味が失われた神聖ローマ帝国は、300以上の領邦や独立都市と1,000以上の独立貴族が主権を行使する過渡的な状況にあった。この状況下で起こされたナポレオン戦争においてフランスに対抗できなくなったことが、統一的な近代ドイツ国家建国への契機となったとされる。そして19世紀、ドイツ連邦さらにはドイツ帝国の構築にあたって、文化と歴史を共有する「ドイツ民族」の存在を前提条件として「国民（Nation）」を設定し、国家形成をするというナショナリズムが育まれた。一方で、本来ドイツは地方ごとの多様性や自律性が高い社会でもあり、そのことは現在も地方分権や中間集団の役割が大きい、連邦共和国という政治制度に現れている<sup>5</sup>。

さて、こうしたナショナリズムの特徴は血統主義的国籍規定に反映されてきた。かつて（1999年の「国籍法」改定以前）は定住外国人にとっても外国人同士の婚姻が繰返される限りは、自動的な国籍取得は不可能であり、「ドイツ民族」以外は国民として受け入れられない構造があった<sup>6</sup>。かつてのドイツで「移民（Migranten）」という言葉が使われず、「外国人（Ausländer）」あるいは「外国人労働者（Ausländische Arbeitnehmer）」<sup>7</sup>などという言葉が使われたのはそのためであると考えられる。よく知られたガストアルバイター（Gastarbeiter = ゲストワーカー）という呼称も同様の文脈に位置付けられる。

ドイツにおける血統主義的ナショナリズムを端的に示す事例としてよく挙げられるのが、アウスジードラー（Aussiedler）政策である。アウスジードラー政策とは、第2次世界大戦終結後の東欧において「ドイツ系住民」の「追放」政策がとられたことを発端に、在外の「ドイツ系住民」を当時の西ドイツが保護するためにとられた措置を指し、そうした人々をアウスジードラー（在外者といった意味）と呼んできた。1993年までアウスジードラーはほぼ無条件で受け入れられており、その後も条件や手続きを厳しくしながらも受け入れは続いている<sup>8</sup>。

アウスジードラー受け入れの根拠となるのが、「基本法」116条1項に規定された「基本法の意味におけるドイツ人」という概念である。この条文では「ドイツ人」を、「ドイツ国籍を保有する者」と「ドイツ民族への所属性（Volkszugehörigkeit）を有する難民もしくは被追放者、またはその配偶者ないし直系卑属として、1937年12月31日の状態におけるドイツ帝国の領域に受け入れられていた者」というふたつの基準を示して規定している<sup>9</sup>。後者に該当する東部ヨーロッパ地域のドイツ系住民は「身分としてのドイツ人（Statusdeutsche）」と呼ばれ、彼らがドイツ連邦共和国の領土に到達すれば国籍を与えというのがアウスジードラー政策の骨子であった。

このような、ドイツ国籍を持たない「ドイツ人」の存在は、ドイツ人／外国人という国籍による二分法と矛盾する。アウスジードラーのかなり多くがドイツ語を話せない人々であることが、状況をさらに複雑にしてきた<sup>10</sup>。「ドイツ人」を規定する「文化」の最も基本的なファクターは言語であり、「ドイツ民族（Volk）」を基盤にした想像の共同体としての「ドイツ人」は言語共同体であるという感覚が濃厚である。しかし現実には、ドイツ生まれの「外国人」が自由にドイツ語を使いこなし、「ドイツ人」であるアウスジードラーがドイツ語を話せないという状況が続いてきた。この場合、ドイツ語を流暢に話せることが「ドイツ人」の条件であるとは言えなくなる。

## (2) 「外国人」から「移民」へ

では、「外国人（Ausländer）」とは誰であったのか。1989年のダイアナ・フォーサイス（Diana Forsythe）の分析は、ドイツにおいて日常的に用いられたドイツ人／外国人の二分法的言説が、実際は分類のためのより複雑な概念体系の連続体を含んでいると指摘していた<sup>11</sup>。ここでは言語と系譜だけでなく、宗教（カトリックとプロテスタントの差も意識される）や地域などのファクターが複雑に交えられて認識された。そして「外国人」に対する認識にも段階的な偏差が認められた。それらは曖昧に文化的に判断されており、「外国人」の中でもヨーロッパのキリスト教徒は近しさをもって認識され、ユダヤ教徒やイスラーム教徒は遠い存在として認識されていた。その際は外見も重要な要素となり、外見、宗教、言語などの要素で距離が測られた。

フォーサイスはさらに、ドイツ在住の「外国人」についての限定された意味づけを指摘している。その「外国人」にはトルコ系を主としてイタリア、スペインなど欧州出身者を含む「ガストアルバイター」や難民などが含まれる。一方で、「ガストアルバイター」でないフランス人やイギリス人などは含まれず、むしろ「外国人」より近いものと認識されているという。このような体系の中で、「ガストアルバイター」でイスラーム教徒である「トルコ人 (Türke)」は、彼らにとって「最も異質な」存在として認識され、「外国人問題」＝「トルコ人問題」という感覚が醸成された<sup>12</sup>。ここで作用したのは「文化的距離」による「心理的距離」ではないだろうか。

20世紀後半のドイツで（選挙の時期を中心に）議論された「外国人問題 (Ausländerprobleme)」はこうした認識を背景にしていた。そこで議論された「問題」は、英語圏において民族問題 (ethnic issues)、人種差別問題 (racism)、移民問題 (immigration issue) と表現される問題と近似していた。しかし当時のドイツでは、定住しても国籍を取得しても Ausländer は Ausländer であった。もしかすると現在もそうであるかもしれない。

この状況に制度的なくさびを打ち込んだのが、「社会民主党 (SPD)」と「緑の党」の赤緑連立政権が1999年に行った「国籍法」の改定である。この改定により、ドイツで出生する外国人の子供に一定の条件のもと国籍が付与されることになった。すなわち、条件つきながら出生地主義が導入されたわけで、ドイツ・ナショナリズムの要件である血統主義の実質的見直しがなされたといえる<sup>13</sup>。この政権のもと選択的な移民受け入れが政策化され、2004年の「移民法」によって実質的な「移民国」宣言がなされることとなる。

2005年に成立したメルケルを首班とする保守主導の大連立政権もこの政策を継承した。これにより CDU は「非移民国」的な立場を実質的に放棄し、ドイツの「移民国」化は決定的になった。当政権の下で、「移民国」としての諸制度の整備が進められ、2006年7月には最初の「統合サミット」が開催された。そして2007年の「国民統合計画」の策定により、移民政策の焦点は、移民を認めるか否かという長年の議論から、移民の「統合」へと完全に移行した。同計画の策定には、連邦政府・州政府・地方自治体のほか、学術・メディア・文化・経済・スポーツ界の代表機関、労働組合、宗教団体、さらに移民団体が参加し、移民の「社会的統合」のための施策が提起された。

「新移民法のための独立準備委員会」の座長を務めたリタ・ズースムト (Rita Süßmuth) は、「社会的統合」について、「統一された定義はない」としたうえで、「除外や分断、非統合の反対語として解釈され」、「理念型は、全ての人々と結びついた価値および規範の秩序の基盤に立って、排除のない共生の実現に努める多元的社会」を目指すものとしている<sup>14</sup>。国家統合計画においては、基本的な状況認識として「多くの移民はドイツ社会においてすでに場所を得ているが、移民の一部には、不十分なドイツ語しか話せず、教育や職業教育において劣位にあって、しばしば失業している人々がいる」ことが指摘されている<sup>15</sup>。そこで、

最も重点が置かれるべきは、学校教育と社会教育（Bildung und Ausbildung）による社会参加と機会均等の促進であり、それには言語（ドイツ語）習得が第一条件とされた。そこで重要視されてきたのが、「移民法」施行に伴って設置されたニューカマー対象の「統合コース」であり、これによって移民にドイツ語クラスとドイツ社会に関するオリエンテーション・コースの受講が義務づけられた。

### 3. イスラモフォビアと「主導文化」

#### (1) イスラモフォビア

AfDの主要な主張として、反EUや反グローバリズムとともに、反イスラームがあげられる。また、AfDとともに近年台頭した右派市民運動「西洋のイスラーム化に反対する欧州愛国者（PEGIDA）」は、その明確な反イスラーム姿勢で知られる。こうしたいわゆるイスラモフォビア（イスラーム恐怖症）は、ヨーロッパの移民問題の背後に常に流れる、通奏低音のようでもある。さらに近年では、イスラーム過激派のテロリズムがヨーロッパにも波及し、そのこととムスリム移民の増加とが結びつけられることでその傾向に拍車がかかっているようにもみえる。今般のドイツの総選挙でAfDが躍進した背景には、イスラーム教徒が多くを占める難民の増加と、その間に引き起こされたテロ行為などの影響があることは間違いないだろう。

ドイツにおいてそうした傾向が公の場で示された事例として、2010年10月のドイツ統一20周年記念式典でのクリスティアン・ヴルフ（Christian Wulff）大統領（当時）の演説をきっかけに巻き起こった論争が挙げられる。この演説でヴルフ大統領は、多様性を尊重した新たな結束を提起し、「キリスト教とユダヤ教に加え、いまやイスラームもドイツに属している」と述べた。この発言に対して、ドイツのイスラーム団体などが歓迎の声明を出す一方、保守派の政治家らは反発し、議会やメディアで追及した。

この論争で注目したいのは、CDU内務委員会委員長（当時）ヴォルフガング・ボスバッハ（Wolfgang Bosbach）のZDFテレビのインタビューでの発言である。彼は、「イスラームがドイツの一部であるなら、どのイスラームのことなのか、はっきりさせる必要がある。シャリーア（イスラーム法）もドイツの一部であるのか議論が必要だ。なぜなら、シャリーア抜きでのイスラームはほとんど考えられないからだ」と述べている<sup>16</sup>。このような言説の背景には、ムスリムが「神の法」であるシャリーアにのみ従い、国家の法をないがしろにするという認識が垣間見える。こうした認識は、2005年のロンドン同時爆破テロが、「ホームグロウン・テロリスト」によって引き起こされて以来、ヨーロッパ社会全般に広まったと見られている<sup>17</sup>。

この論議を受けてメルケル首相は、「キリスト教およびユダヤ教の伝統が、ドイツを形作った」のであり、「肝心なのは基本法であって、シャリーアではない」と述べて火消しを図っ

た。さらに彼女は、その流れの中で「多文化主義 (Multikulti) の試みは挫折した」とも発言した<sup>18</sup>。この発言は世界中でセンセーショナルに報道され、ドイツが多文化主義を放棄したとされた。しかし実際には、ドイツで「多文化主義」が政策として行われたことはそもそももない。前後の文脈を考慮すればこの発言は、「お互い隣り合って仲良く」といった努力目標のような「多文化主義」(Multikulti という『愛称』を使っている)では諸問題の解決に結びつかないという考えを示したものであり、その意味で統合に向けた意志を示したものと理解することができる<sup>19</sup>。

こうした状況に対して、イスラームをドイツ社会の一部として位置付けようとする模索も続けられている。2006年の9月には、最初の公式な「ドイツ・イスラーム会議」が開催され、以後継続してこの問題を討議する枠組みとなっている。この会議にはトルコ系とそれ以外を含む、ドイツにおけるイスラーム団体の多くと関係する政治家などが参加し、ドイツにおけるイスラーム教徒の状況やイスラモフォビアについてなど、様々なプロジェクトを展開してきている。この会議を足場として最終的に目指されているのは、ドイツの公的な宗教コミュニティとしてのイスラームの承認であろう。しかし、ドイツ国内のイスラーム団体を代表する統一団体構成の見通しが立たないことや、イスラーム過激派の活動など国際的な情勢が安定しないことなどでいまだ実現する見込みは立っていない<sup>20</sup>。もうひとつの課題である公立学校におけるイスラーム宗教教育は、州ごとに実験的な形で行われている。しかしこちらもイスラームが公的な宗教コミュニティになることが、最終的な公式化の条件と考えられている<sup>21</sup>。

## (2) 「主導文化」

一方、ドイツで一時期取り沙汰された概念として「主導文化 (Leitkultur)」がある。これは一般に、ドイツにおける「主流文化」を指していると解釈されることがある。その文脈からは「主導文化への合流による統合の達成」というような、文化的同化へ向けた議論として扱われる傾向がある。しかしこれは誤解であり、本来複合的に構想されたものであることが指摘できる。

主導文化とは、もともとシリア出身の政治学者バッサム・ティビ (Bassam Tibi) が唱えた概念である。そこには、「多文化主義の価値観任意性 (Wertebeliebigkeit des Multikulturalismus)」に制限を加え、近代普遍主義の下での「価値観の合意 (Wertekonsens)」による「主導文化」の形成により、現実主義的な多元的統合を目指す、といった含意がある<sup>22</sup>。

彼は「ヨーロッパ外からの移民の増加には、新たな同意が至急必要となる」と主張する。その理由として彼は、「非西欧文化からの移民たちは、ヨーロッパでの生活を望んでいるが、他の世界観の基礎にたっており、ヨーロッパ的世界観を受け入れない。このような条件の

もとでは、あまねく受け入れられた主導文化のみが、社会的平和を保証できる」という見解を述べる。そして、「ヨーロッパ的世界観を持つ人々と、エスニックな文化をもつ人々の間の平和的な共生（Zusammenleben）の形態の模索」のために「ヨーロッパの文化的近代は、啓蒙的民主的な感覚を持った非ヨーロッパ人にとっても擁護する価値がある」とする。そして、「ヨーロッパのファシズムと自由主義的伝統は区別」すべきであり、「ヨーロッパを粗略に（en gros）断罪するのは間違っている。ヨーロッパの文化的近代は、集団主義の前近代的文化より優先するべきである」と主張する<sup>23</sup>。その背景には、「文化相対主義的なゲットー多文化主義では、問題の解決にならない」<sup>24</sup>との認識があり、ヨーロッパ近代の普遍主義への評価のもとに「価値観の合意」を見いだそうというのである。

しかし、のちに「主導文化」という言葉に「ドイツ」が結び付けられ、「ドイツの主導文化」と解釈されたことで個別化され、同化主義の概念と誤解されてしまった。そのきっかけは、CDU 議員団長フリードリヒ・メルツ（Friedrich Merz）が2000年の連邦議会でこの言葉を使用したことであるとされている。

しかし、当時のメルツ自身の説明もいささかニュアンスが異なっている。彼はヴェルト紙（Die Welt）に寄せた記事で、「移民（Einwanderung）と統合は、長期的には住民の幅広い同意が得られてのみ成功を得られる。それは、双方の側の統合への能力にかかっている。受入国は、寛容で開かれていなければならず、しばらくあるいは長期にわたって我々のもとで暮らしたい移住者（Zuwanderer）は、彼らの側も、共生の規範を尊重する意志がなければならない。私は、この規範を『自由主義的なドイツの主導文化』と呼んだ」と説明している<sup>25</sup>。そして、「第2次世界大戦後のドイツの文化は、決定的にヨーロッパ的思想によって形作られてきた。ドイツは中央ヨーロッパの国であり、ドイツ人は、民主主義と社会的市場経済に基礎づけられたヨーロッパの統合と、平和と自由のヨーロッパを支持している」としている。この説明によれば、メルツの真意はテレビの意図をくんだものであると考えられるが、「ドイツの主導文化というたわごと」が「外国人嫌悪のロケットに点火した」などと批判を受けることとなった<sup>26</sup>。しかし、彼の真意はともかく理念の方向性としては先のメルケル首相による「多文化主義の失敗」と同様に、統合への意志を持ったものであったと考えることが可能である。

そのように考えると、「自由主義的なドイツの主導文化」という考え方は、イスラモフォビアやイスラーム原理主義双方に表われるような、社会の分断につながりかねない集団主義的文化観を克服し、多様性を受け入れたうえでの新たな社会文化構築への議論を喚起する可能性があったかもしれない。しかし、論争の中でメルツ自身の発言が同化主義的な方向に傾いていったのも事実である<sup>27</sup>。

その後、英米の同時多発テロや、フランスの郊外暴動、ムハンマド風刺画事件などを経て、このような「感覚」は、幅広い解釈を伴って、ヨーロッパにおける多文化主義の後退と統

合への志向性の強化とともに暗黙のうちに受け入れられ、潜在的に主流の思想となってきたといえる。すなわち、統合の必要性という点では保守リベラルを問わぬ合意事項となってきたわけであるが、一方で、ティピが「主導文化」で提起した問題は十分に検討されたとはいえないだろう。

## おわりに

ドイツでは、「移民法」が制定された頃から、「歓迎する文化（Willkommenskultur）」という言葉が使われるようになった<sup>28</sup>。この用語は、多様性を受け入れる新しいドイツを象徴するものとして市民社会と公的部門双方で用いられ、さらには、連邦移民難民庁によって事実上の公式の標語として採用されてもいる<sup>29</sup>。そして、難民危機においては難民受け入れを推進する人々の合言葉ともなった。

戦後のドイツ社会では、ナチス・ドイツの負の遺産を忘れないための「記憶の文化（Erinnerungskultur）」の構築に向けた取り組みがなされてきた<sup>30</sup>。「歓迎する文化」はその次の段階としての、新しいドイツの社会文化の構築に向けた試みとして位置付けられるかもしれない。だとすると、それらはいずれもドイツ・ナショナリズムの基盤をなすドイツの「民族文化」に替わる、市民社会を基礎とした広汎な文化の構築に向けた試みと理解することが可能であろう。その背後には、移民の存在が照らし出した戦後ドイツの社会変化とそれに呼応した制度的変革が、血統主義的な「文化ネーション」の理念と現実の矛盾をあぶり出し、その矛盾が未解決のままであるという事実がある。

また、「記憶の文化」によって想起されることは、19世紀に成立したドイツの市民社会が抱えていた「ユダヤ問題」も、同様の矛盾をあぶり出していたのではないかということである。大野はその「ユダヤ問題」をめぐり、19世紀末の大不況のなかで反ユダヤ主義的言説が拡大していったと指摘している<sup>31</sup>。AfDの台頭にいたる近年の状況が、そうした歴史の繰り返しに結びつくと考えるのは短絡的すぎるだろうが、構造的な類似に気を配っておく必要はあるかもしれない。

2010年のザルフ大統領の発言をめぐる保守派の言説などで見過ごされがちなのは、一般のイスラーム教徒移民のほとんどがドイツの法秩序や社会常識の枠内で生活しているというあたりまえの事実である。ここには文化の問題と安全保障の問題の混同があるとともに、文化という概念の（もしかしたら意図的な）誤用という現代世界に共通の問題がある。文化とは人間の活動すべてを包含する生活様式の特徴を指すのであり、本来ひとつの社会に複数の文化が併存することはありえない。信教の自由が保障された社会において、複数の宗教を信じる人々が存在するなら、そのことそのものがその社会の文化として、すなわち「多様性の文化」として理解されるべきである。「文化」を分断の論理として用いるのは、極右にもイスラーム原理主義にも共通するやり方であり、その先には多文化主義の隘路と

いう罫が待っている。「主導文化」や「記憶の文化」あるいは「歓迎する文化」は、この罫から抜け出すための模索であるのだろうか。

— 注 —

- 1 久保山亮「ドイツにおける難民の受け入れと保護、社会統合」『ドイツの移民・難民政策の新たな挑戦—2016 ドイツ現地調査報告』（公益財団法人日本国際交流センター、2017年）、21-24頁。
- 2 定義については、Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Migrationshintergrund (Definition)* <[https://www.bamf.de/DE/Service/Left/Glossary/\\_function/glossar.html?lv3=3198544](https://www.bamf.de/DE/Service/Left/Glossary/_function/glossar.html?lv3=3198544)> 2018年1月12日最終閲覧。
- 3 F. マイネッケ『世界市民主義と国民国家 I』矢田俊隆訳（岩波書店、1968年）。
- 4 R. ブルーベイカー『フランスとドイツの国籍とネーション—国籍形成の比較歴史社会学』佐藤成基監訳（明石書店、2005年）。
- 5 こうした社会的諸単位は、現在の移民の社会的統合に重要な役割を示している。
- 6 このことは日本のナショナリズムと国籍規定にも共通して見られる特徴である。ドイツは現実に即した制度改定が行われたが、日本では議論すらないことを指摘しておきたい。
- 7 この表現は現在も EU 域内からの移民労働者などに対して一般的に使われる。
- 8 佐藤成基「国境を越える『民族』—アウスジードラー問題の歴史的経緯」『社会志林』54巻1号（2007年）、19-49頁。
- 9 ここには、Volk（民族）としてのドイツ人と Nation（国民）としてのドイツ人を一致させようとするナショナリズムを「在外同胞＝在外ドイツ人（Auslandsdeutsche）」にも拡大して適用しようとする意志が見てとれる。その背景には、冷戦下の西ドイツの暫定的憲法として制定された「基本法」の理念には、東ドイツも来るべき「統一ドイツ」の潜在的領土であるという主張が含まれ、その意味で自らを「未完成の国民国家」とする自己理解があった。そのことが東ドイツの併合を正当化し、東欧の「ドイツ人」を受け入れる論拠ともなった。石川真作「ドイツ—『未完成の国民国家』」青柳真智子編『国勢調査の文化人類学—人種・民族分類の比較研究』（古今書院、2004年）。
- 10 そのため、現在では彼らは実質的に「移民」として扱われ、ニューカマー移民と同様の条件が課されるようになっている。
- 11 D. Forsythe, “German Identity and the Problem of History,” in E. Tonkin, M. McDonald, and M. Chapman (eds.), *History and Ethnicity*, (Routledge, 1989).
- 12 Ibid.
- 13 当初は成人後に国籍を選ぶことになっていたが、2014年には2重国籍も可能となった。
- 14 Süßmuth. R. Migration and Integration: Testfall für unsere Gesellschaft, dtv 2006 5. 138
- 15 Bundesregierung, *Nationaler Integrationsplan – Kurzfassung für die Presse* <[http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Archiv16/Artikel/2007/07/Anlage/2007-07-12-nationaler-integrationsplan-kurzfassung.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Archiv16/Artikel/2007/07/Anlage/2007-07-12-nationaler-integrationsplan-kurzfassung.pdf?__blob=publicationFile)> 2018年1月31日最終閲覧。
- 16 2010年10月6日付 ZDF テレビのニュースでのインタビュー。
- 17 S. Vertovec and S. Wessendorf “Introduction: Assessing the Backlash against Multiculturalism in Europe,” in S. Vertovec and S. Wessendorf (eds.), *The Multiculturalism Backlash: European Discourses, Policies and Practices*, (Routledge, 2010).
- 18 DieWelt, *Kanzlerin Merkel erklärt Multikulti für gescheitert* October 16, 2010 <<https://www.welt.de/politik/deutschland/article10337575/Kanzlerin-Merkel-erklaert-Multikulti-fuer-gescheitert.html>> 2018年1月31日最終閲覧。
- 19 同じく2010年には、いわゆるザラツィン論争も巻き起こっている。この論争は、連邦銀行理事であったティロ・ザラツィン（Thilo Sarrazin）が、著書の中でイスラムの知的水準が低いとしたことに端を発した。ザラツィンの主張が少なからぬ人々に支持されたという事実には、イスラームやイスラム移民に関する社会通念上の理解の一面が垣間見られる。今野元「ザラツィン論争—体制化した『六八年世代』への『異議申立』」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第14号（2013年）。
- 20 <<http://www.deutsche-islam-konferenz.de/DIK/DE/DIK/1UeberDIK/ueberdik-node.html>> 2018年1月12日最

終閲覧。

- 21 <<http://www.deutsche-islam-konferenz.de/DIK/DE/DIK/StandpunkteErgebnisse/UnterrichtSchule/unterrichtschule-node.html>> 2018 年 1 月 12 日最終閲覧。
- 22 B. Tibi, “Leitkultur als Wertekonsens: Bilanz einer missglückten deutschen Debatte” *Aus Politik und Zeitgeschichte B 1-2*, 2001 <<http://www.bpb.de/apuz/26535/leitkultur-als-wertekonsens?p=all>> 2018 年 1 月 13 日最終閲覧。
- 23 B. Tibi, *Europe ohne Identität?: Die Krise der multikulturellen Gesellschaft*, (C.Bertelsmann, 1998), p. 81. この考え方はハーバーマスの「文化的近代」が下敷きになっている。
- 24 Ibid, p. 82.
- 25 F. Merz, “Einwanderung und Identität,” *Die Welt*, October 25, 2000 <<https://www.welt.de/print-welt/article540438/Einwanderung-und-Identitaet.html>> 2018 年 1 月 13 日最終閲覧。
- 26 “‘Leitkultur’: Merz geht in die Offensive,” *Spiegel Online*, October 22, 2000 <<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/leitkultur-merz-geht-in-die-offensive-a-99435.html>>2018 年 1 月 13 日最終閲覧。
- 27 佐藤裕子「ドイツの移民テストと主導文化—多文化主義からの離脱」『関西大学人権問題研究室紀要』第 55 号（2007 年）、1-17 頁。
- 28 F. Trauner and J. Turton, “‘Welcome Culture’: The Emergence and Transformation of a Public Debate on Migration,” *OZP – Austrian Journal of Political Science* vol. 46, issue 1, (2017), pp. 33-44.
- 29 Bundesamt für Migration und Flüchtlinge (BAMF), *Willkommens- und Anerkennungskultur Handlungsempfehlungen und Praxisbeispiele Abschlussbericht Runder Tisch “Aufnahmegesellschaft,”* (BAMF, 2013).
- 30 岡 裕人『忘却に抵抗するドイツ—歴史教育から「記憶の文化」へ』(大月書店、2012 年)。
- 31 大野英二『ドイツ問題と民族問題』(未来社、1994 年)、188-193 頁。